

## 監査公表第21号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成20年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年9月25日

福島県監査委員 鳴原吉之助

福島県監査委員 宗方 保

福島県監査委員 野崎 直実

福島県監査委員 高野 宏之

21人第977号

平成21年7月22日

福島県監査委員 鳴原吉之助 様

福島県監査委員 宗方 保 様

福島県監査委員 野崎 直実 様

福島県監査委員 高野 宏之 様

福島県知事 佐藤 雄平 印

平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成20年度包括外部監査の結果に対する措置の状況  
 (商工振興に関する事務の執行について)

項目名	指摘事項の内容(要旨)	措置の状況
ハイテクプラザ設備 使用料	<p>施設使用料の新設・変更は、例年4月の規則改正で行っているが、前年度末に取得した機器の中には、改正に間に合わず、年度を通して同類の旧設備の額で使用料を徴収しているものがある。</p> <p>本来は、貸与する機器を購入後遅滞なく使用料を決定し、適正な使用料で徴収すべきである。</p>	<p>貸与する機器については、例年4月の規則改正による使用料の新設・変更を改め、年度途中においても遅滞なく規則改正を行い、適正な使用料を徴収することとした。</p>
高等技術専門校非常 勤講師の報酬支出事 務について	<p>高等技術専門校非常勤講師の報酬の支払いは、日々の指導日誌に基づき、月ごとに集計した実施結果表の実績で支払われているが、指導日誌と実施結果表とで、一部実績時間が合っていないものがあった。指導日誌と実施結果との突き合わせが十分になされていないことが原因である。</p>	<p>指導日誌、出勤簿、実施結果表の突き合わせに不十分な点があったので、監査実施後速やかに、次の再発防止策を講じた。</p> <p>指導日誌、出勤簿及び実施結果表を管理する者を明確にした。</p> <p>指導日誌及び実施結果表の作成者並びに作成時の確認方法を明確にした。</p> <p>指導日誌、実施結果表及び出勤簿の記載内容等の確認並びに相互の突き合わせ確認について監督的立場の職員を含め複数で行うこととした。</p> <p>なお、併せて各校において、各非常勤講師への報酬支払額と実績時間を確認したところ、追給又は返納処理を要するものはなかったことが確認された。</p>